

(L2) 土木学会技術者資格評議会規程

平成12年6月23日 制 定
平成16年6月18日 一部改正
平成23年11月18日 //

(総則)

第1条 この規程は、土木技術者の資格制度のあり方について審議することを目的として設置する土木学会技術者資格評議会について定める。

(業務)

第2条 社会基盤の計画、設計、施工、管理に大きな責務を担っている土木技術者の資質向上を図り、その責任の範囲を明確にして、良質な社会基盤を整備及び維持することを目的として、土木学会技術者資格制度の有すべき要件を検討し、技術者資格の内容、認定など資格制度の運用方法、資格の活用方法などについてとり纏め、理事会に提案する。

(組織)

第3条 評議会は土木学会の理事会直属の組織とする。

2 必要に応じて評議会の下に幹事会を置く。

(委員の選任)

第4条 評議会は、次の分野から選出された委員により構成する。

(1) 土木学会

(2) 中央官庁及び地方自治体

(3) 関係学協会

(4) その他

2 評議会の議長は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

3 評議会の委員及び幹事長は業務遂行上必要な分野から議長が推薦し、会長が任命する。その結果は速やかに理事会に報告する。

4 幹事は議長が選任する。

(運営)

第5条 評議会は、必要に応じて、議長が時期を定めて開催する。

2 幹事会は、必要に応じて、幹事長が時期を定めて開催する。

(任期)

第6条 議長、委員、幹事長、幹事の任期は2年とし、委員、幹事は毎年半数交代を原則とする。

2 各所属団体における役職により委嘱する委員については、その役職の任期満了期に交代する。

3 業務上必要な場合は、その留任を妨げない。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成12年6月23日 理事会議決） この規程は、平成12年6月23日から実施する。

附則（平成16年6月18日 理事会議決） この変更規程は、平成16年6月18日から施行する

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。